

重 要 事 項 説 明 書

特定医療法人 公仁会が運営する、サービス付き高齢者向け住宅「清水の家・仁十」（以下、「施設」と言う）の、入居に関する重要な説明を記載してあります。入居に際しては、本文の内容をよくご理解いただき、ご入居いただきますように、お願い申し上げます。

1. 施設経営法人

- (1) 法 人 名 特定医療法人 公仁会
- (2) 法人所在地 兵庫県明石市魚住町清水1871－3
- (3) 電 話 番 号 078 - 942 - 1921 FAX 番 号 078 - 941 - 7722
- (4) 代表者氏名 理事長 小 澤 一 之

2. 施設の概要

- (1) 建物の構造 軽量鉄骨造 地上3階
- (2) 居室面積
 - ① Aタイプ 19.39 m² 28 戸
 - ② Bタイプ 25.28 m² 16 戸
 - ③ Cタイプ 25.03 m² 2 戸
 - ④ Dタイプ 19.39 m² 4 戸
- (3) 建物の概要

当施設は高齢者の方を対象とした建物質貸借契約に基づく共同住宅です。全館バリアフリーの構造と手摺・エレベーター等の設置により高齢者の方の自立を促進し、安心して住んで頂くことのできる住居です。快適な共同生活を営むうえで、本文の各規則をお守りいただき、安心な生活をお過ごし下さい。なお、介護保険施設とは異なり居室内及び共用部における転倒などの自損事故については自己責任となります。

3. 施設の説明

- (1) 事業内容、名称等

名 称	清水の家・仁十		
事 業 内 容	番 号	住居戸数	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅	28-13054	50 戸	

- (2) 所 在 地 兵庫県明石市魚住町清水1628－1
- (3) 施設への交通機関 J R 山陽本線 土山駅から 徒歩約20分
J R 土山駅南口から明石市Taco (たこ) バス 帝釋橋(たいしゃくばし)降車後 1 分
又は、ディオ明石店前降車後 1 分
- (5) 電 話 番 号 078 - 941 - 2670 FAX 番 号 078 - 941 - 2682
- (6) 管理者氏名 今 井 良
- (7) 併設（敷地内）サービス事業所内容、名称等

名 称	明石仁十病院ホームヘルプステーション	
事 業 内 容	事 業 所 番 号	
訪問介護（支援総合事業含む）	2 8 7 2 0 0 0 4 4 9	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 8 9 2 0 0 0 3 9 5	

名 称	みんなのクリニック明石		
診 療 科	・内 科 ・整形外科 ・リハビリテーション科 ・糖尿病内科 ・泌尿器科 ・スポーツ整形外科		
介護保険 事業内容	・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション	事業所番号	2 8 1 2 0 0 6 8 2 9

名 称	明石仁十病院訪問看護ステーション	
事 業 内 容	事 業 所 番 号	
訪問看護（予防含む）	2 8 6 2 0 9 0 3 0 1	

4. 入居、同居対象者

- （１）当施設へ入居出来る方は、以下の何れかに該当し、共同生活を営める方が対象となります。
- ① 60歳以上の方。
 - ② 介護保険法において要支援以上の認定を受けている方
- （２）当施設は全ての部屋で同居が可能です。同居出来る方は、以下の何れかに該当し共同生活を営める方が対象となります。
- ① 契約者の配偶者（事実上夫婦と同様の関係である方を含む）
 - ② 60歳以上の親族。
 - ③ 60歳未満であって、要介護・要支援の認定を受けている親族。
 - ④ その他、同居が必要であると都道府県知事が認めた方。
- （３）入居及び入居契約の締結前に、施設から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、契約者、及び同居者（以下、「契約者等」と言う。）はこれにご協力下さるようお願い致します。

5. 料金及び日常生活支援サービスについて

（１）入居時費用

当施設では入所時費用は頂いておりません。但し、退去時に現状回復が必要な場合は、13項（９）②に定める現状回復費用を請求させていただきます。

（２）月額費用

月額費用は未締め翌月請求とし、以下の①から④の金額の合計額を請求書到着後なるべく1週間以内に本項（３）の何れかの方法によりお支払い下さい。なお、分割払いや複数年の一括払いなどはお受け出来ません。また、日割での計算をする場合は、月額を30で除した金額に、日数を乗じるものとします（円未満切り捨て）。

各項目の金額は、別紙料金表をご参照下さいませ。

- ① 家賃
居室タイプにより月額料金は異なります。なお、家賃には居室内のインターネット回線の利用料を含みます。
- ② 共益費
施設の共有部分（エントランス、階段・エレベーター、廊下等）の維持・管理する費用となります。外泊、入院等をされた場合は日割りでの金額となります。
- ③ 水光熱費
居室内の水光熱費に充当されます。
なお、入院により1ヶ月単位で住まわれていない場合は、電化製品の待機電力及び水高熱費相当として、月額2,778円（税別）に変更となります。

④ 日常生活支援サービス費

- (1) 日常生活支援サービスは、次のサービスを提供します。

〔状況把握サービス〕

- i 食事等の機会を利用または訪室し、毎日1回の契約者等の安否確認、又は声かけを行う。
- ii 夜間緊急時等は各居室に設置している緊急通報設備により通報があった場合には、2階管理人室より速やかに訪室します など。

〔生活相談サービス〕

- i 日常生活における契約者等の心配事や悩みなど(食事、人間関係等)介護福祉士、又は、介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）以上の者が対応します。
- ii 介護保険事業所、医療機関など状況に合わせて紹介します など。

〔その他希望により個別に対応、協力するサービス〕

- i 各居室に設置している緊急通報設備により通報があった場合には、職員が速やかに訪室し、適切な対応を行います。
- ii 緊急時の対応は本書9（2）の通りとします。
- iii 1日2回以上の安否確認や声かけを行う場合。
- iv 協力医療機関の受診や施設内でのワクチンの接種等の手続を代行致します。
- v 各種事務手続き及びケアマネジャーや認定調査員への情報提供など対応致します。
- vi 設備の不具合があればまずは訪室して対応致します。その結果、専門的な知識や技術を要すると判断された場合は業者を手配致します。なお、誤った使い方などの場合は自己負担にてお支払い頂きます（現状回復義務）
- vii 不在時の荷物代理受け取りや一時預かり等。ただし、生物（食品等）、要冷蔵、要冷凍、着払い等の代理受け取りや一時預かり、現金書留を除く現金や高額な貴金属の一時預かりはできません。
- viii 居室内のゴミの回収。（分別は各自でお願い致します） など。

- (2) 特に前述の i から iii について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、又は(看護)小規模多機能を利用されており、当該事業所が24時間サービスを提供できる場合は、料金に変更となります。

⑤ その他のサービス費用

- (1) あんしんサービス

希望により概ね10分以内の軽微な介助等サービスを、1日に5回以内、8回以内、13回以内、18回以内の何れかを実施致します。なお、1回のサービス提供から20分以内に次のサービスを提供した場合は、その時間を合算させて頂きます。

本サービスの利用料金は1ヶ月単位となる為、原則として月途中での変更は出来ません。また、18回以内のサービスについては令和5年1月迄に、既に利用がある場合のみとし、以降の新規利用はできません。

〔軽微な介助等サービスの例〕

- i オムツ等の交換（汚染の少ないもの）
- ii 服薬の手渡し、確認（一包化され居室で管理されているもの）
- iii 希望による居室への食事の配下膳
- iv 館内の移動（誘導）
- v 着替え、整容
- vi 洗濯物の取り込み など

(2) 入浴介助サービス

希望により、入浴サービスを提供致します。

(3) 排泄介助サービス

概ね10分以上の排泄介助、又は便汚染及び着衣やベッドシートまで汚染のある尿失禁等に伴うオムツ等の交換を実施した場合（サービスの性質上、事後請求となります）

(4) 貴重品・金銭管理サービス

希望により、貴重品、並びに金銭の管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- i 管理する金銭の形態：金融機関に預けられている預金、及び高額としない現金等
- ii お預りするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書、各保険証等
- iii 保管管理者：施設管理者（以下、「管理者」と言う。）
- iv 出納方法：手続の概要は以下の通りです。

イ 預金の預入れ及び引き出し等が必要な場合、備え付けの届出書を管理者へ提出して頂きます。

ロ 管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

ハ 管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを定期的に交付致します。

(5) お小遣い管理サービス

希望により2万円以内の現金を預かり、その範囲内で施設内での支払いを代行致します。なお、その他詳細は(3)のiii及び同項ivのハに準ずるものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ① 窓口での現金支払
- ② 指定口座からの自動引落とし（手数料はご負担頂きます）
- ③ 指定口座への振り込み

但馬銀行 稲美支店 普通 口座番号 7141978 医療法人 公仁会 清水の家・仁十 理事長 小澤 一之 イ) コウジンカイ シミズノイエ・ニンジュウ

※ 振込名義人は、利用者本人の御名前をお願い致します。
なお振込手数料は、各自ご負担お願い致します。

6. 食事について

(1) 申込み

食事をご利用頂く場合は、別紙食事サービス申込書の提出が必要となります。

(2) 食事料金

- ① 食事の料金は1食毎の申込、又は1ヶ月毎の申込みの何れかからお選び頂けます。料金は別紙料金表の通りです。
- ② 食事の料金は末締め翌月請求とし、家賃等と併せて請求させて頂きます。

- ③ 1食毎の申込の場合、食事の変更につきましては、4日前の12時までに、所定用紙を記入のうえご提出頂くか事務室までご連絡を下さいませ。
- ④ 前述手続きによるキャンセルの場合は、食事金額は算定致しません。
- ⑤ 契約者等以外の来客者等に対して追加提供は原則として出来ません。
- ⑥ 本項③に定める時間以降のキャンセル及び1ヶ月毎の申込に付きましては、食事を召し上げられない場合であっても通常料金を頂きますので、予めご了承下さいませ。

(3) 喫食場所

- ① 朝、昼、夕の3食の食事は、原則として1階食堂にてお召し上がり下さい。なお、体調不良等で居室にてお召し上げりの場合は、事前に職員へご連絡下さい。
- ② 下膳は原則としてセルフサービスとさせていただきますので、返却口までお持ち下さい。
- ③ 食事の食べ残しを居室内に持ち込み、保存及び食することを禁止します。
- ④ 食堂及び共用部分での飲酒は禁止とします。
- ⑤ 出前や外部から買って来たお弁当、家族様からの差入れ等を食堂へ持ち込まれる事は原則として禁止とします。その場合は自室での喫食をお願いします。

(4) 提供時間及び喫食時間

食事の提供時間及び喫食時間は、以下の通りです。また、以下の食事提供時間を超えた場合は、安全衛生上食事の提供をいたしません。その場合の料金は、本項(2)⑥の取り扱いと同様となります。

	食事提供時間	食堂利用時間（喫食時間）
朝 食	午前7時30分～午前9時00分	午前7時30分～午前9時30分
昼 食	午前11時00分～午後12時30分	午前11時00分～午後13時00分
夕 食	午後17時00分～午後18時30分	午後17時00分～午後19時00分

(5) 月途中での入退去

月の途中での入居及び退去については、本項(2)①の1食毎の料金に実食数を乗じた金額を合算し、請求金額とさせていただきます。

7. ご入居、同居についての制限

- (1) 以下のような、問題行動(徘徊・暴力・無断外出等)により、他の入居者との共同生活の秩序を乱す行為または、契約者等の安全を確保できない状況がある場合は、ご入居できません。
 - ① 故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者もしくは他の入居者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等を行う方。
 - ② 他の入居者や職員等の生命、身体、健康に影響を及ぼす、またはそのおそれがある方。
 - ③ 自傷行為を繰り返す方。
 - ④ 喫煙をされる方。
 - ⑤ 入居者の家族等が①②④の行為、またはそのおそれがある方。
 - ⑥ その他、本契約を継続しがたい重大な事情が生じる恐れのある方。

(2) 常時の医療行為が必要な方

居室での介護サービス、医療サービス等の外部サービスの利用はできますが、当施設は療養施設や病院とは違い、医師や看護師は常駐しておりませんので、医療行為が日常的に必要な方であり、かつ自己管理又は外部サービス等の利用による対応が困難である方はご入居できない場合があります。

(3) 感染症や濃厚接触者とされた方

感染症のある方は事前ご相談下さい。なお、診断書(指定様式)の内容によっては、対応できない場合があります。また、入居中においても感染症と診断、又は濃厚接触者と認定され、保健所や医師から自室での療養の指示があった場合には、その期間内は居室からの外出や面会が制限されます。

8. 入居前手続き

入居申込受付が完了致しましたら、ご本人様・ご家族様(保証人等)と施設職員が面談を行い、身体状況・生活状況などの確認をさせていただきます。なお、最終的なご入居の可否は、その時の面談内容及び診断書等によって決定させていただきます。

なお、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合は、契約解除をさせて頂く場合があります。

9. 緊急時の対応と協力事業所

(1) 入居中の介護保険サービス、医療保険サービスの提供について

介護保険サービス、医療保険サービスを必要とする場合は、ご契約者の希望により併設サービス事業所に加え、下記協力事業所における診療や入院治療、身体介護やリハビリ等を受けることができます。(但し、下記事業所での優先的な診療・入院治療、サービス提供等を保証するものではありません。また、下記事業所での診療・入院治療、サービス提供等を義務づけるものでもありません。)

(2) 緊急時の対応について

入居中に、事故や疾病等の為に緊急を要する場合は、速やかに救急搬送、併設クリニック又は協力医療機関へ連絡、移送等を行い、その後必ず保証人又は身元引受人等へ連絡を行うものとします。なお、移送に同乗した職員の帰社に掛かるタクシー代等の交通費、並びに救急搬送以外の移送については別途の費用が掛かる場合があります。

協力事業所

事業所の名称	明石仁十病院
所在地	明石市魚住町清水1871-3 TEL 078-942 - 1921 FAX 078-941 - 7722
診療科	内科、胃腸内科、循環器内科、糖尿病内科、呼吸器内科、神経内科 耳鼻咽喉科、外科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、泌尿器科
介護サービス	通所リハビリテーション事業(予防含む)、居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション事業(予防含む)

※ その他事業所についても相談可能です。

10. 退去について(契約終了について)

当施設との入居契約期間は原則として、1ヶ月単位で2年以内となっております。また、契約満了日以降については、本書12項をご参照下さい。但し、以下のような事項に該当するに至った場合には、有効期間内であっても契約は終了し、契約者等に退居していただくことがあります。

- (1) 設置運営法人が解散した場合、破産又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- (2) 施設の滅失や重大な毀損により、契約者等に対し居室及び各種サービスの提供が不可能になった場合
- (3) 施設がサービス付き高齢者向け住宅の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- (4) 第2号被保険者の場合、要介護認定により非該当と判定された場合

- (5) 同居されている場合、契約者が何らかの理由により契約を解除し、同居者が本書4項(1)に該当しない場合

- (6) 契約者から退所(解約・契約解除)の申し出があった場合

契約の有効期間内であっても、契約者から当施設に退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日から少なくとも30日前に、書面により解約の申入れを行うことにより、契約を解除することができます。また、前述にかかわらず、契約解除申入れの日から30日分の賃料及び水光熱費(契約解除後の賃料相当額、及び水光熱費料金相当額を含む。)を支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、随時に本契約を解約することができます。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、退居することができます。

- ・契約者が死亡し、居室内の残置物が全て片付けられた場合
- ・施設もしくはサービス従事者が、正当な理由なく各種サービスを実施しない場合
- ・施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他の入居者が契約者等の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、催告にもかかわらず事業者が適切な対応をとらない場合

- (7) 施設から退所(契約解除)の申し出を行った場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ・契約者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・家賃等料金の全額又は一部の支払いが、3ヶ月以上遅延し相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ・契約者等の行動が、他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康、財物に重大な影響を及ぼす、あるいは、契約者等が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合、またはその恐れがあり、共同生活が困難であると判断させて頂いた場合。
- ・ご家族等の行動が、他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康、財物に重大な影響を及ぼす、又はその恐れがある場合。
- ・原則として、入院若しくは長期外泊等で、実態として住まわれなくなって3ヶ月を経過した場合。但し、保証人等との協議により、家賃・共益費をお支払い頂くことにより契約を継続出来ます。
- ・他の入居者及びサービス提供者等に対する性的言動で、精神的苦痛及び不利益を与えること又は風紀・環境を悪化させた場合(セクシャルハラスメントの禁止)
- ・契約書及び重要事項説明書の各規定、留意事項等を守って頂けない場合。

11. 退去に際してのお願い

- (1) 当該建物内でお亡くなりになった場合には、身元引受人及び保証人は、速やかにご葬儀等の必要な手続きをお願い致します。なお、当施設でのご葬儀を希望される場合は、事務所までお申付け下さいませ。
- (2) お荷物・掲示物などは全てお持ち帰り下さい。粗大ごみ等はご家族様にて手配をお願い致します。

12. 契約の更新について

契約期間が満了となり契約者と施設の双方から、何ら申出のないときは、契約は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。

13. 居室の移動について

入居後の契約者等、又は他の入居者の心身状況によっては、ご相談によりお部屋を移動させて頂く場合がございますので、予めご了承下さい。

14. 施設利用の留意事項

入居にあたって、施設に入居されている全ての方の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 敷地内は禁煙とさせていただきます。
- (2) ライター、マッチ等の火気類の管理は自己責任となります。取り扱いにはご注意ください。
- (3) 金銭の持ち込みはかまいませんが、多額の現金及び貴金属等の貴重品はお避け下さい。
なお、紛失に関しては自己責任となりますのでご注意ください。
- (4) 居室への電話については個人契約です。設置をご希望の場合は事務所までご相談ください。
- (5) 外出、外泊、訪問（面会）について
 - ① 外出・外泊は原則自由ですが、外出の場合は事前に行き先、帰宅時間等を事務所にお伝えください。また、外泊の場合は所定用紙の届け出をお願いします。
 - ② 午後10時から翌午前6時までは防犯上、玄関扉を施錠させていただきますが、帰宅時間や、外部サービス（定期巡回サービス等）又はご家族等の訪問時間が前述の時間帯となる場合は、解錠させていただきます。ただし、なるべく事前に詳しい時間帯等を職員にお伝えください。
 - ③ 感染症が流行時期等に、面会簿の記入や感染予防に必要な協力をお願いする場合があります。また、風邪気味等、体調不良の場合は面会はお遠慮ください。
- (6) 居室内で使用する家具・電化製品・バケツ等の備品及びトイレトペーパー等消耗品は、自己負担でご用意下さい。但し、室内灯は施設の負担となります。
- (7) 居室内でのペット飼育は観賞用の金魚等以外は飼育出来ません。
- (8) 6項（4）の食事時間帯の食堂など共用部での食べ物の持ち込み、飲酒はご遠慮下さい。お部屋での飲食をお願いします。なお、居室においても過度の飲酒は禁止とさせていただきます。
- (9) 居室等使用上の注意
 - ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - ② 共用部分又は居室の設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります（原状復帰の義務：上限100万円）
 - ③ 契約者等に対する各種サービスの実施、緊急時の対応、及び管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- (10) 職員や他の入所者及び面会者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- (11) ベランダは避難通路を兼ねておりますので、すぐに移動できないような物を置く事や、家具等を固定することはできません。
- (12) 施設、及びサービス従事者等に対するお心付け等は、辞退をさせていただきますので、悪しからずご了承下さいませ。

- (13) 7. (3) の感染症や濃厚接触者の方が保健所等の指示を守らず、居室から外出等をされる場合は、保証人等と協議の上、一時帰宅や外泊等、必要な措置を取ることができるものとします。

15. 事故発生時の対応について（損害賠償責任）

施設は、入居中に事故が発生した場合は速やかにご家族等、及び市町村へ連絡を行うと共に、届出や損害賠償手続き等の必要な措置を講じるものとします。また、施設は事故の状況及び内容や、事故に際して行った手続き等を記録し、再発防止に努めるものとします。但し、居室内及び共用部における各種サービスを伴わない転倒などは自己責任となり、損害賠償責任はなされません。なお、契約者及びその家族等の行動が原因で事故や事件が生じ、施設やサービス従事者、他の入居者等に損害を与えた場合は、損害賠償を請求する事があります。

16. 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付
当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付連絡先	受付時間	苦情解決責任者	苦情受付担当者
清水の家・仁十 相談窓口 電話番号 078-941-2670	9 : 00～17 : 00	清水の家・仁十 所 長	清水の家・仁十 管 理 者

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

あかし消費生活センター	所 在 地 電話番号 受付時間	兵庫県明石市東仲ノ町6-1 アスパア明石北館7階 078-912-0999 9 : 00～18 : 00 火～土（祝日除く）
ひょうご住まいサポートセンター	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 078-360-2536 078-360-2794 10:00～12:00、13:00～17:00 月～金（祝日除く）

17. 契約者、ご家族様等の個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報の利用目的

当施設では、契約者等やご家族様等から頂いた個人情報は以下の場合に限り利用し、目的以外に利用することはありません。

- ① 当施設が何らかの理由で入居者等に連絡を取る必要性が生じた場合。
- ② 当施設のサービスの質の向上、職員の研修等のために分析を行う場合。
(この場合、個人が特定されないよう配慮いたします。)
- ③ 当施設よりご案内をお送りする場合。
- ④ 施設内の掲示物、ホームページ及び施設が発行する広報誌等。

- (2) 個人情報の保存

契約者等からいただいた個人情報は細心の注意をもって取り扱い、厳重に保管致します。

- (3) 個人情報の提供・開示

契約者等からいただいた個人情報は、以下の場合を除き、第三者に提供又は開示することはありません。

- ① 契約者又は保証人、身元引受人等の同意があった場合。
- ② 法令に基づき公的機関から開示を求められた場合。
- ③ 医療機関、介護事業所等から利用に際し情報提供等を求められた場合。

18. 重要事項の変更について

重要事項説明書（本書）に記載した内容に変更が生じる場合、又は変更されることが予想される場合には、入居者等に対し、文書を発行し口頭で説明または郵送にて通知した上で同意を得るものとします。

入居申込みに際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業 者 名 清水の家・仁十

説 明 者 _____

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、入居開始並びに、提供されるサービスの説明を受け、別紙に定める利用料金を支払うことについて同意致します。

この重要事項説明書を証する為、本書2通を作成し、事業者及び契約者又は署名代行者が記名捺印し、1通を保有するものとします。

年 月 日

(入 居 者)
契 約 者
住 所

契 約 者
氏 名

同 居 人
氏 名

(契約者との関係)

契約者は、署名が困難なため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わり、その署名を代行いたします。

署名代行者
住 所

氏 名

(契約者との関係)

電 話 番 号
